

県南広域振興局長告示第92号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第51条の14第1項の規定により、指定一般相談支援事業者を次のとおり指定した。

平成25年4月30日

県南広域振興局長 遠藤達雄

1 地域移行支援

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称	指定年月日
0330600016	北上市社会福祉協議会指定 障害者相談支援事業所	北上市常盤台二丁目1番63号	社会福祉法人北上市社会福祉協議会	平成25年4月1日
0330600024	自立生活支援センター北上	北上市諏訪町二丁目4番39号	特定非営利活動法人北障連	〃
0330600032	相談支援事業所 萩の江	北上市新穀町一丁目7番32号	社会福祉法人方光会	〃
0330600271	相談支援センターさくら	北上市本通り二丁目1番10号	社会福祉法人岩手県社会福祉事業団	〃

2 地域定着支援

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称	指定年月日
0330600016	北上市社会福祉協議会指定 障害者相談支援事業所	北上市常盤台二丁目1番63号	社会福祉法人北上市社会福祉協議会	平成25年4月1日
0330600024	自立生活支援センター北上	北上市諏訪町二丁目4番39号	特定非営利活動法人北障連	〃
0330600032	相談支援事業所 萩の江	北上市新穀町一丁目7番32号	社会福祉法人方光会	〃
0330600271	相談支援センターさくら	北上市本通り二丁目1番10号	社会福祉法人岩手県社会福祉事業団	〃